

大和市立病院の診療科目を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月1日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第3号

大和市立病院の診療科目を定める規則の一部を改正する規則

大和市立病院の診療科目を定める規則（平成20年大和市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を削り、第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緩和ケア内科

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。